

【モバイルセルフオーダープログラム利用規約】

第1条（本規約の適用）

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、売買契約書記載の販売店（以下「当社」といいます）が提供する「モバイルセルフオーダー」（以下「本プログラム」といいます。）を導入し利用する者（以下「利用者」といいます）との本プログラム利用上の一切の条件を定めるものとします。

第2条（本プログラムの内容）

本プログラムは、次の機能を有するものとします。

- ・本商品の対象となる利用者が運営する店舗に来店した利用客の注文を利用客の携帯するスマートフォンその他の端末の操作により完結させる機能。
- ・QRコードの読み取りその他適切な手段により、注文者が来店した利用客であることの認証機能
- ・本プログラムを利用した注文の会計決済機能又は第三者が提供する決済サービスシステムとの連動による決済機能
- ・本プログラムを利用した注文情報の収集及び集計機能
- ・上記に関連する機能
- ・当社が追加する機能で利用者が利用に同意した機能

本プログラムの利用者は、契約期間中、利用者の指定する店舗において、前項の機能を利用することができます。

第3条（利用の申込）

利用者は、当社の販売店所定の申込方法により本プログラムを含む商品又は本プログラムの使用权を購入した場合、本利用規約の内容を理解し、同意の上、本プログラムの利用を申し込んだものとみなします。

第4条（アカウント）

- 1.当社は、利用者に対し、販売店を通じた申込に基づき、本プログラムの利用に必要なアカウントの発行及び当初の設定をおこないます。
- 2.利用者は、アカウントの管理及び使用について一切の責任を負うものとします。なお、利用者が発行したアカウントによってなされた行為は全て利用者の行為と当社はみなし、一切の責任を負いません。
- 3.利用者は、アカウントを第三者（利用者によりアカウントの使用について権限を付与した従業員を除く）に使用させ、または譲渡、貸与、開示、共有等をしてはならないものとします。
- 4.利用者は、アカウント情報が第三者に漏洩した場合、またはそれが疑われる場合、直ちに本プログラムを販売した販売店または本プログラムの保守会社に対し連絡するものとします。なお、当社において第三者による不正な使用が疑われる場合、事前の通知なくアカウントの使用を停止することがあります。

第5条（使用許諾）

- 1.当社は、利用者に対し、本プログラムを含む商品の利用期間中、利用者の事業の用において、利用者が指定するサーバに本プログラムをアップの上、当社による利用者指定の端末への本プログラムの管理ツ

ールの設定、及び本プログラムの利用に必要なアカウント情報を引き渡すことによって、本プログラムを第2条第1項に定める範囲において使用することを許諾します。(以下「本許諾」といいます。)

2.本許諾による本プログラムの使用権は、非独占的、かつ再許諾不可、譲渡不能のものです。

本規約は、利用者に対し本プログラムの使用を許諾するものであり、本プログラムに関するプログラム等の所有権、著作権その他本規約で定める使用権以外の権利が利用者に帰属するものではありません。

第6条 (利用料金の支払等)

1.利用者は、本プログラムの当社所定の料金(利用者が使用権を買い受ける場合は、その対価)を販売店及び保守会社(以下「販売店ら」という)の定めにより販売店または保守会社に対して本プログラムの利用に必要な料金を支払うものとします。

2.利用者は、本プログラムの使用に必要な環境(端末、回線等)は、利用者の責において準備するものとします。

3.利用者が当社または第三者が提供する決済サービスシステムを利用する場合、前項までに記載された内容とは別に、決済サービスシステムの利用料金を負担するものとします。

4.前項の場合で第三者が提供する決済サービスシステムを利用者が利用する場合、第三者との間の契約は利用者と第三者間で行われるものとします。決済時に生じたトラブルは利用者と第三者との間で解決されるものとし、当社は責任を負わないものとします。

第7条 (適用期間)

本規約の適用期間は、本プログラムを含む商品の利用期間とします。

第8条 (本規約の変更)

当社は、利用者の事前の承諾なく本規約を変更できるものとし、この場合、当社は、変更する旨及びその変更内容を、事前に利用者に当社のホームページへの掲載または電子メールまたは本プログラムを通じる等の方法により通知するものとし、利用者と当社との間における本規約に関する権利関係の内容は、変更後の本規約に従うものとします。なお、本規約が変更された場合、適用日以降に本プログラムを利用者が利用した場合、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第9条 (委託)

当社は、本プログラムの提供に関する業務の全部もしくは一部を第三者に委託することができます。ただし、その場合には、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第10条 (禁止行為)

利用者は、本プログラムを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

①法令または本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為

②公序良俗に反する行為

③本プログラムプログラムの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為

④他の利用者のデータを閲覧、変更、改ざんする行為又はそのおそれがある行為

第 11 条（知的財産権の帰属等）

本プログラムを構成する有形・無形の構成物（プログラムウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含む。）に関する著作権を含む一切の知的財産権その他の権利は、当社に帰属します。

第 12 条（保証）

- 1.当社は、本プログラムが、重要な点において、実質的に正常に提供されることを保証します。
- 2.当社は、本プログラムプログラムにバグ等の瑕疵がないことや、端末機器において他のプログラムウェア等が使用しないし併用された場合、もしくは、本プログラムが利用者が指定する全てのサーバにおいて本プログラムの正常な動作を保証するものではありません。
本プログラムにおいて重要な瑕疵が認められた場合における当社の責任は、商業的に合理的な範囲において、本プログラムの修正ないし瑕疵の除去の努力をすることに限られるものとします。
- 3.利用者が任意で契約する本プログラムの利用商品に関する保守契約の締結がある場合、本プログラムの環境の変化（バージョンアップ、これに伴うサーバの変更等）があった場合にも本プログラムの利用について当初保守契約期間中保証します。

第 13 条（秘密保持）

- 1.当社及び利用者は、本プログラムの利用に関し相手方から提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後 14 日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報とし、他に漏洩し又は公開してはならないものとします。
- 2.次の各号に該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。
 - ①開示された時点ですでに公知となっている情報
 - ②開示された後、受領者の責めによらずに公知となった情報
 - ③開示された時点で、受領者が保有していた情報
 - ④開示された後、受領者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3.当社は、本件業務のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができるものとします。その場合、当社は再委託に対し、本条に基づき当社が負担するのと同等の義務を課すものとします。
- 4.本条に基づく義務は、本規約の適用終了後 1 年間存続するものとします。

第 14 条（個人情報）

当社は、本プログラムの提供に個人情報の取扱いを含む場合は、利用者による個人情報保護法第 22 条に基づく監督に服するものとします。

第 15 条（損害賠償）

- 1.当社は、当社の責めに帰すべき事由によって本プログラムに関して利用者に損害が生じた場合であって

も、当社に故意又は重過失がある場合を除いて、相当因果関係の範囲内にある直接損害における損害の賠償を請求できるものとします。

2.当社が責任を負う場合であっても、利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊によって生じた損害については、契約責任・不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任を負いません。

第 16 条 (本プログラムの休止)

1.当社は、定時に又は必要に応じて、保守作業のために、本プログラムの利用を一時的に休止することができるものとします。

2.当社は、保守作業を行う場合には、事前に利用者に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知を要することなく本プログラムの利用について休止し、事後速やかに利用者へに通知するものとします。

3.第 1 項に定めるほか、当社は、第三者による妨害行為等により本プログラムの利用の継続が利用者に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本プログラムの利用を一時的に休止することができるものとします。

4.当社は、本条に基づいてなされた本プログラムの利用休止によって利用者へに生じた不利益、損害について責任を負いません。

第 17 条 (利用停止・解除)

1.当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への催告を要することなく本プログラムの使用の許諾に関する利用者へと当社との間の契約の全部もしくは一部を解除、または利用の停止措置を実施することができるものとします。

①本プログラムの利用に関する販売店又は保守会社に対する申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合

②本プログラムの利用に必要な債務の支払いがない場合、またはその恐れがある場合

③本規約の全てまたは一に違反した場合

2.当社は、前項による本プログラムの使用の許諾に関する契約の解約又は利用停止の措置を執った場合に、利用者へに生じる損害について、何らの責任も負わないものとします。

3.本プログラムの環境の変化（本プログラムのバージョンアップ、これに伴うサーバの変更、利用者の事情によるサーバの変更等）があった場合、利用者の本プログラムに関する他の契約状況または本プログラムの使用端末により、本プログラムを含む商品を利用できなくなる場合があります。これにより利用者へに生じる損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 18 条 (本プログラムに関する契約終了後の処理)

利用者は、本規定に基づき本プログラムの利用期間が終了する場合、ただちに本プログラムの利用を終了し、以後、本プログラムを利用することはできません。

第 19 条 (合意管轄)

本規約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2022年12月1日確定版